

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公表番号】特表2007-508381(P2007-508381A)  
 【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)  
 【年通号数】公開・登録公報2007-013  
 【出願番号】特願2006-535493(P2006-535493)  
 【国際特許分類】

**A 6 1 K 31/519 (2006.01)**  
**A 6 1 K 31/568 (2006.01)**  
**A 6 1 K 9/12 (2006.01)**  
**A 6 1 K 9/08 (2006.01)**  
**A 6 1 K 9/14 (2006.01)**  
**A 6 1 K 47/06 (2006.01)**  
**A 6 1 P 15/10 (2006.01)**  
**A 6 1 M 15/00 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 K 31/519  
 A 6 1 K 31/568  
 A 6 1 K 9/12  
 A 6 1 K 9/08  
 A 6 1 K 9/14  
 A 6 1 K 47/06  
 A 6 1 P 15/10  
 A 6 1 M 15/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月1日(2007.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

雄性ホルモン、シルデナフィルおよびそれらの配合物からなる群より選択される有効成分を含むエアロゾル化製剤、ならびに製剤をエアロゾル化するためのエアロゾル送達装置を含む、勃起障害を治療するためのシステム。

【請求項2】

エアロゾル化されたシルデナフィルがもたらす望ましい効果が30分未満である、請求項1記載のシステム。

【請求項3】

エアロゾル化されたシルデナフィルがもたらす望ましい効果が20分未満である、請求項2記載のシステム。

【請求項4】

エアロゾル化されたシルデナフィルがもたらす望ましい効果が10分未満である、請求項3記載のシステム。

【請求項5】

雄性ホルモンがテストステロンおよびジヒドロテストステロンからなる群より選択され

る、請求項1記載のシステム。

【請求項6】

エアロゾル送達装置が直径が約1～約5 $\mu$ mの範囲にあるエアロゾル化粒子をもたらす、請求項1記載のシステム。

【請求項7】

製剤が液体製剤である、請求項1～6のいずれか一項記載のシステム。

【請求項8】

製剤が乾燥粉末製剤である、請求項の1～7いずれか一項記載のシステム。

【請求項9】

製剤が加圧噴射剤を含む、請求項1～8のいずれか一項記載のシステム。

【請求項10】

一つまたは複数のPDE5阻害剤、成長ホルモン放出ペプチド受容体アゴニスト、5-ヒドロキシトリプタミン受容体アゴニスト、ドーパミン受容体アゴニスト、メラノコルチン受容体アゴニスト、 $\alpha$ -アドレナリン受容体拮抗剤、アルプロスタジル、パパベリン、フェントラミン、血管作用性小腸ペプチド、グアニル酸シクラーゼ、 $\beta$ -キナーゼ拮抗剤、オキシトシン、オキシトシン受容体アゴニスト、神経ペプチドY阻害剤、およびそれらの配合物からなる群より選択される有効成分を含むエアロゾル化製剤、ならびに製剤をエアロゾル化するためのエアロゾル送達装置を含む、勃起障害を治療するためのシステム。

【請求項11】

エアロゾル送達装置が直径が約1～約5 $\mu$ mの範囲にあるエアロゾル化粒子をもたらす、請求項10記載のシステム。

【請求項12】

シルденаフィルを含むエアロゾル化製剤、ならびに製剤をエアロゾル化するためのエアロゾル送達装置を含む、勃起障害を治療するためのシステム。

【請求項13】

エアロゾル送達装置が直径が約1～約5 $\mu$ mの範囲にあるエアロゾル化粒子をもたらす、請求項12記載のシステム。

【請求項14】

製剤が液体製剤である、請求項12記載のシステム。

【請求項15】

製剤が乾燥粉末製剤である、請求項12記載のシステム。

【請求項16】

製剤が加圧噴射剤を含む、請求項12記載のシステム。

【請求項17】

シルденаフィルがシルденаフィル塩である、請求項12記載のシステム。

【請求項18】

シルденаフィル塩がクエン酸シルденаフィルである、請求項17記載のシステム。